

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

29上田地環第112号  
平成29(2017年)年10月18日

株式会社塩沢産業  
代表取締役 武田 孝行 様

長野県上田地域振興局長

平成29年9月4日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書（産業廃棄物処理施設の設置許可）

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社塩沢産業 代表取締役 武田 孝行 北佐久郡立科町大字宇山 621 番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	上田市下之条1737番地 7	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破碎）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類(廃コンクリート及び廃アスファルトに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	1,120t/日（140t/h 8時間稼働）	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	・上田市半過自治会、下之条自治会 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1（5）	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	・上田市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 規則条例第28条第2項及び条例施行第22条第1号、第2号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 平成29年10月28日(土) 午前10時から (場所) 株式会社塩沢産業 上田工場 (上田市下之条 1740 番地)	

### 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。